

2015年2月26日

学校法人 村川学園
大阪調理製菓専門学校 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：山崎
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体に貴法人が運営する「大阪調理製菓専門学校」（以下、「貴校」という。）の学生より、貴校における中途退学及び休学の場合の要件に関する情報が寄せられ、当団体にて貴校への入学時における募集要項等の内容について検討したところ、消費者契約法に照らして疑義が生じるのではないかとと思われる事項が確認されました。

つきましては、貴校に対し、下記のとおり質問がございますので、2015年3月27日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴法人よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、その時点における当団体の認識に基づいて、貴法人に対し公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降

につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴法人からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴法人の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴法人が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記

ア) 貴校学則施行規則第4条2項は、「納付金を納付した者に入学を許可する。」と定めていますが、同「納付金」の具体的内容について教えて下さい。

イ) 前記貴校学則施行規則第4条2項に続き、同3項は、「入学を許可された者は、本校との間で在学契約が成立する。」旨定めています。この点、貴校ホームページによれば、上記ア)の「納付金」については、一括納入、2回分割納入、4回分割納入といった納入方法が設けられているところ、それぞれの納入方法を選択した場合に、どの時点で納付金の納付が認められ、在学契約が成立するののかについて教えて下さい。

ウ) 貴校ホームページには、「学費(入学金を除く)の納入方法には、一括納入、分割納入(2回、4回)があります。本校は2期制(前期、後期)により、一括納入、2回分割納入を推奨しています。4回分割納入もお選びいただけますが、別途分割納入手数料(年間5万円)が必要になります。」旨記載されています。同5万円の手数料は、具体的にどのような作業に対する対価なのでしょう。また、学費の4回分割納入を行った場合には、一括納入及び2

回分割納入の場合と比較して、具体的にどのような作業が必要となるのでしょうか。教えてください。

また、貴校ホームページの調理師科(1年制)・製菓衛生師(1年制)の学費の2回分割納入の場合、入学金+初期費用39万円となっており、表の中に1回目75万円、2回目74万円となっていますが、①1回払いより多くなっているように見受けられますが、その理由について教えてください。②初期費用の中身は何か、具体的に教えてください。

エ) 貴校学則施行規則第15条2項においては、休学承認を得られる者の条件として、(1)休学手続完了日が前期最終登校日以前の場合は、休学当該年度前期分の学費を完納した者、(2)休学手続完了日が前期最終登校日翌日以後の場合は、休学当該年度の学費全額を完納した者、(3)2年間の在学契約がある者においては、休学届提出日が1月1日以後の場合は、翌年度前期分の学費を完納した者と定められています。

上記(1)～(3)に規定されている「学費」に含まれる費用の具体的内容について教えてください。

オ) 貴校学則施行規則第17条3項においては、退学届を提出することのできる者の条件として、「退学届を提出できる者は在学契約期間の学費を完納した者に限る。」と定められています。

同項に規定されている「学費」に含まれる費用の具体的内容について教えてください。

カ) 貴校学則施行規則第17条4項においては、「退学届は退学にかかる事務手数料5万円を添えて提出すること。」と定められています。

この点に関し、①この事務手数料5万円は、具体的にどのような事務処理の対価なのでしょう。②退学を申し入れた場合であっても、同手数料を支払わなければ在学契約の解約自体が認められないということでしょうか。③仮に、在学契約の解約自体が認められない場合、消費者契約法第10条との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。

キ) 貴校学則施行規則第17条4項においては、「退学届は退学にかかる事務手数料5万円を添えて提出すること。」と定められています。貴校の、①製菓総合本科(2年制)に入学した場合、②Wライセンスシステム(2年間)で

入学した場合で、事情により1年目で退学を求めた場合に必要となる、①②それぞれの場合の事務手数料の額について教えてください。

ク) 貴校学則別表2には納付金の具体的内容が定められていますが、同納付金を構成する「実習費」、「専攻実習費」について、具体的内容を教えてください。

ケ) 貴校ホームページにおいては、学費以外に、諸経費・教具費が別途必要となる旨記載されています。同諸経費及び教具費の支払時期について教えてください。

コ) 貴校平成26年度学生便覧第3章(5)②には、「入学時に於いてWライセンス生として入学していなくても、在学中に申請すればWライセンスシステムによる2年目に入学出来る。別途書面にて案内がある。」旨記載されています。同案内書面の内容、同案内がされる時期、申請手続の内容について教えてください。

サ) 貴校ホームページにおいては、入学辞退について、「本校からの入学許可書発行後、入学を辞退される方は、下記の手続を済ませた場合に限り、入学金を除く学費納入金を返還致します。但し、最終提出期限以降のお申し出については、一切、受付・返還いたしませんのでご注意ください。」と記載されており、同手続の内容として、続けて、「本校所定の入学辞退書および合格通知書を入学総合案内まで、郵送もしくは持参。【最終提出期限：平成27年3月31日(火)午後5時まで(郵送の場合は必着)】」と記載されています。

平成27年入学の学生が入学許可書発行後に入学を辞退する場合、①平成27年3月31日の午後5時までに上記手続を済ませれば、同時点に於いて貴校に対して支払い済みの金員の内、入学金以外の金員については全ての返還を受けられる、②平成27年3月31日の午後5時までに上記手続を済ませなかった場合、同時点に於いて貴校に対して支払い済みの金員については、一切返還を受けられないという取り扱いになるのでしょうか。教えてください。

シ) 貴校において、退学もしくは除籍扱いとなった者に対し、既に貴校に支払済みである諸費用の返還が生じる場合があるのでしょうか。ある場合、返還される諸費用の項目及び金額について教えてください。

ス) 貴校学則第26条には、「本校の入学検定料、入学金、授業料等は納付金別表2のとおりとする。その他、実費がかかる場合がある。既納の納付金等は

返還しない。」と記載されています。他方で、上記に記載のとおり、貴校ホームページにおいては、「本校からの入学許可書発行後、入学を辞退される方は、下記の手続を済ませた場合に限り、入学金を除く学費納入金を返還致します。」と記載されています。①この2つの記載については、相容れない記載になっているのではないのでしょうか。どのように理解すればよいか、教えてください。②貴校学則第26条については、入学希望者が納付した入学金のみならず、授業料等についても一切返還しないという意味であると理解しております。同条については、消費者契約法第9条1号との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。

セ) 貴校学則施行規則第17条3項においては、退学届を提出することのできる者の条件として、「退学届を提出できる者は在学契約期間の学費を完納した者に限る。」と定められています。

貴校において、学生が退学を申し出たものの、上記「在学契約期間の学費」を完納できない場合、その後の手続の流れ及び大まかなタイムスケジュールについて教えてください。

ソ) 貴校の製菓総合本科（2年制）に入学した場合で、事情により1年目で退学を申し出た学生が2年分の学費を完納できない場合、①当該学生と貴校との間の在学契約の解約そのものが認められないのでしょうか。解約そのものが認められない場合、消費者契約法第10条との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。②当該学生と貴校との間の在学契約の解約自体は認められる場合、学則第17条3項に定める「在学契約期間の学費」については、退学を申し出た時期以降も債務として残るのでしょうか。残る場合、具体的に債務として残る費用の項目について教えてください。また、2年目の学費についても債務として残る場合、消費者契約法第9条1号との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。

タ) 貴校のWライセンスシステム（2年間）で入学した場合で、事情により1年目で退学を申し出た学生が2年分の学費を完納できない場合、①当該学生と貴校との間の在学契約の解約そのものが認められないのでしょうか。解約そのものが認められない場合、消費者契約法第10条との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。②当該学生と貴校との間の在学契約の解約自体は認められる場合、学則第17条3項に定める「在学契約期間の学費」については、退学を申し出た時期以降も債

務として残るのでしょうか。残る場合、具体的に債務として残る費用の項目について教えて下さい。また、2年目の学費についても債務として残る場合、消費者契約法第9条1号との関係で問題が生じ得ると考えますが、この点について貴校のお考えを教えてください。

チ) 貴校平成26年度学生便覧第3章(5)③には、「Wライセンスシステムでの入学者は、如何なる理由があっても2年間の在籍を有する。1年での辞退、途中変更は認められない。」旨記載されています。この記載に基づいた場合、①Wライセンスシステムで入学した場合には、中途での除籍・退学という取り扱いは存在しないということになるのでしょうか。②Wライセンスシステムで入学した場合には、1年目に入学した時点で、2年分の納付金支払義務が発生するのでしょうか。1年目に入学した時点で2年分の納金支払義務が発生する場合、支払うべき費用の具体的な項目についても教えてください。

ツ) 平成22年度以降の、各学科の定員の数、受験者の数(第1次募集、第2次募集を分けて)、入学者の数、卒業生の数について教えてください(ツ～テの質問については、和泉校本校と ecole UMEDA 校のそれぞれについて教えてください。なお、ecole UMEDA 校の設立が平成22年以降の場合には、設立時以降について教えてください)。

テ) 平成22年度以降の各学科の入学辞退者の数、退学者の数、除籍者の数、休学者の数について教えてください。

ト) 平成22年度以降の各学科における休学及び退学に関する問い合わせ・相談の件数について教えてください。

ナ) 平成22年度以降の各学科の編入者の数、中途入学者の数について教えてください。

ニ) 平成22年度以降のWライセンスシステムでの入学者数、Wライセンスシステムへの編入者数について教えてください。

ヌ) 平成22年度以降の学費の納入方法(一括納入、2回分割納入、4回分割納入)について、各納入方法の利用者数について教えてください。

* 貴校と各入学者との間で交わされる契約について、契約書ひな形、募集要項等、その内容が分かる資料があれば、併せてご送付下さい（この点も、前述したとおりでございますので、平成26年度以降の入学に関する契約から現在に至るまで資料に変更があるのなら、その全部についてお願いします）。

以 上